

## 公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和8年（2026年）4月16日

北海道空知地域創生協議会 会長 鷲尾 亨

### 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

#### (1) 業務名

「第2回そらちオータムフェスティバル」運営委託業務

#### (2) 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）11月13日（金）まで

### 2 業務の目的

北海道空知地域創生協議会（以下「協議会」という。）では、人口減少が著しい空知地域の活性化のため、振興局と管内市町が連携して様々な課題解決に向けた取組を戦略的に実施しており、本業務においては、空知管内のご当地グルメや空知ワインをはじめとした酒類等を一堂に集めたイベントを開催し、道内外の観光客が管内の魅力を体験できる機会を提供することで、継続的に空知を応援してくれる層の拡大を図るとともに、新たな空知ファンを獲得し、更なる関係・交流人口の創出につながることを目的とする。

### 3 業務の内容

#### (1) イベントの企画・広報・運營業務

上記の目的で開催する「第2回そらちオータムフェスティバル」に係る企画・広報・運營業務を行うこととする。

##### ア 開催日時

10月11日（日）10時～17時

##### イ 開催場所

駅東市民広場「イベントホール赤れんが」（駅東市民広場公園含む）

##### ウ 開催内容

(ア) 空知管内24市町のPR・物販ブースの出展調整

(イ) 空知管内のPRに資するステージイベントの企画調整・実施

（但し、ステージイベント内で予定する「そらち応援大使」（1h程度）及び「そらち食の応援アンバサダー」の出演に係る契約・企画は委託者が別途調整）

(ウ) 空知管内の関係・交流人口の創出につながる企画の調整・実施

(エ) イベント開催に必要な会場・設備・機材等の借上、会場設営、当日の会場運営及び撤去

(オ) チラシ・ポスターの制作及びイベント開催に係る必要な許可申請・届出等

##### エ 留意事項

- (ア) 業務の実施にあたっては、イベント集客目標を 15,000 人とするとともに、事業効果（アウトカム）が図られるような適切な指標を設定すること。（第 1 回来場者実績：10,000 人）
- (イ) 著作権や個人情報等の処理を適切に行うこと。
- (ウ) 実施にあたり会場・設備・機材の借上やスタッフの雇用が必要な場合、受託者が手配し、その費用は全て契約金額に含めること。
- (エ) 上記ウの（ア）について、各市町 1 ブースについては出展料を徴収しないこと。なお、各市町 2 ブース以上の出展、または市町以外の事業者による出展を募集する場合は、出展料を徴収の上、本イベントの運営経費に充てること。その際、出展料及び募集範囲は委託者と協議の上決定すること。
- (オ) 来場者から入場料は徴収しないこと。
- (カ) イベント開催にあたっては、「第 2 回そらちオータムフェスティバル」の名称を使用すること。
- (キ) 委託者や出展者等と連携し、来場促進に向けて効果的な広告・宣伝を行うこと。
- (ク) その他、イベント開催にあたっての詳細については、委託者と協議の上実施すること。

## (2) 事業効果の取りまとめ

事業の実施結果及び効果をまとめた報告書を作成する。なお、報告書は紙媒体（A 4 版）2 部、電子媒体（DVD-R 等）1 部とする。

## 4 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

単体の事業者（法人・団体及び個人）又はコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 単体の事業者（法人・団体及び個人）が参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者（未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者が含まれない。）でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

(8) コンソーシアムの構成員が単体の事業者（法人・団体及び個人）としても重複参加するものでないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

## 5 手続き等

### (1) 担当部局

〒068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目

北海道空知地域創生協議会事務局（北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課内）

担当：大崎、鮫島

電話番号 0126-20-0036（直通）

F A X 番号 0126-25-8144

### (2) 参加資格の審査

ア 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、(ア) から (エ) までに定めるところにより参加表明書を提出し、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申請期限 令和 8 年（2026 年）4 月 30 日（木）17 時（必着）

(イ) 申請方法 所定様式「参加表明書」及びその添付書類を持参または郵送（書留郵便等送付記録が残る方法に限る。）により提出（持参の場合は平日の 9 時から 17 時まで。）

(ウ) 申請場所 上記（1）担当部局に同じ

(エ) 提出部数 1 部

イ 次の方法により様式の交付

(ア) 上記（1）にて直接交付（平日の 9 時～17 時）

(イ) 北海道空知総合振興局ホームページからダウンロード

<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>

ウ 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

### (3) 企画提案書の提出期限、提出方法及び提出場所

ア 上記（2）の参加資格を有すると認められた者は、企画提案書を提出することができる。

(ア) 提出期限 令和 8 年（2026 年）5 月 13 日（水）17 時まで（必着）

(イ) 提出方法 所定様式「企画提案書」及びその添付書類を持参または郵送（書留郵便等送付記録が残る方法に限る）により提出（持参の場合は平日の 9 時～17 時）

(ウ) 提出場所 上記（1）担当部局に同じ

イ 様式の交付

(ア) 上記（1）にて直接交付（平日の 9 時～17 時）

(イ) 北海道空知総合振興局ホームページからダウンロード  
(上記(2)-イ-(イ)と同じ)

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途経費取扱要領の規定により契約手続を行う。

9 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は公表する。
- (3) 詳細は「企画提案指示書」による。
- (4) 関連情報に係る照会窓口5-(1)に同じ